

議案第 22 号

小松島市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松島市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年小松島市条例第14号）の一部を別紙のように改正する。

平成31年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小松島市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年小松島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第3条」を「第4条」に改める。

第13条第1項中「第1項」を「第2項」に改める。

第15条第1項中「利用者の」を削る。

第21条第2号中「従業者」を「職員」に改める。

第31条中「指定居宅介護支援事業所」を「事業所」に改める。

第33条中「同条第1項」を「同条第2項」に改める。

附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（管理者に係る経過措置）

- 2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の小松島市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例附則第2項の規定は、平成30年4月1日から適用する。